

○議長（小林哲雄）

日程第6 議案第21号 平成26年度開成町下水道事業特別開成補正予算（第3号）を議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

平成26年度下水道事業特別会計予算、第3号補正です。

1ページをお開きください。

議案第21号 平成26年度開成町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度開成町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,570万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,748万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債補正。

第2条、地方自治法第230条第2項の規定による地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

今回の補正の理由ですが、まず歳入につきましては、使用料につきまして、企業分の使用料が企業のリサイクル等により少なくなったことにより下水道使用料が減となっております。国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の確定による減、一般会計繰入町債の減額を行うものです。

歳出につきましては、公共下水道事業の委託料と工事請負費の入札差金等による減額と流域下水道の建設費負担金、維持管理の負担金の減額、並びに歳入歳出を合わせるための予備費により補正を行うものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。2款使用料及び手数料から7款の町債まで、補正額3,570万5,000円の減となります。補正後の歳入合計が5億8,748万1,000円でございます。

次のページ、歳出でございます。1款総務費から5款予備費まで、補正額3,570万5,000円の減となります。補正後の歳出合計は、歳入と同じく5億8,748万1,000円でございます。

次の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、公共下水道事業、限度額、補正前2,800万円、補正後2,000万円、800万円の減額でございます。流域下水道事業、限度額、補正前190万円、補

正後 110 万円で 80 万円の減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。事項別明細書でご説明を行います。

2、歳入です。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、説明欄、下水道使用料、500 万円の減額でございます。理由としましては、先ほども申しましたとおり、今年度、企業分の排水量が昨年と比べて企業のリサイクル等によって減少になったことによりまして使用料の収入が減額となったものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、400 万円の減は、当初要望しました国庫補助に対しまして国庫補助が確定したことによる減額でございます。

続きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金の 1 目一般会計繰入金の 1,790 万 5,000 円の減につきましては、歳出の減によりまして減額分の補正をさせていただくものでございます。

7 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、説明欄、公共下水道事業債、800 万円の減は、起債対象の執行減に伴います減額でございます。

説明欄の 2 の流域下水道事業債、これにつきましては、県の減額補正に伴います 80 万円の減額でございます。

次の 12 ページ、13 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、1 項下水道総務費、1 目一般管理費、説明欄の 1、経常的一般管理費の使用料徴収委託料の 150 万の減額につきましては、下水道使用料を水道使用料と同時に徴収していきまして、水道会計のほうに下水道使用料の徴収を委託しておりますので、そちらの委託料の算定根拠となります職員が人事異動の関係で 3 名から 2 名に減じたことによりまして、委託料が減額になるものでございます。

続きまして、2 款事業費、1 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費、説明欄 1、公共下水道事業費の実施設計委託料等の 600 万 5,000 円の減につきましては、二つの委託の契約の入札差金によるものでございます。

その下の国庫補助対象事業工事費と、その一段下の町単独事業工事費につきましては、対象工事の入札差金による減額でございます。

水道管補償費等につきましては、下水道管布設工事に伴います水道管の切り回し工事、こちらは 2 路線のところを予定していましたが、そちらの工事の入札差金による減額でございます。

3 款流域下水道費、1 項流域下水道費、1 目流域下水道費、説明欄 1、流域下水道事業建設費負担金、81 万 6,000 円の減、及び、その下の流域下水道事業維持管理費負担金 82 万 8,000 円は、酒匂川流域下水道事業処理場の建設及び維持費の入札差金に伴います負担金の減でございます。

4 款公債費、1 項公債費、2 目利子、説明欄、償還利子の 112 万 1,000 円の減

は、平成２５年度借り入れ分の利子の利率が当初予定された利率より低くなったため減額をするものでございます。

次のページの１４、１５ページをお願いいたします。

５款予備費、１項予備費、１目予備費の４２万５，０００円は、歳入歳出の調整によるものでございます。

次のページの１６ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込に関する調書でございます。区分欄の（１）公共下水道から（４）補償金免除繰上償還借換債まで記載のとおりで、左側の補正額の額の当該年度末現在見込高は表の一番右側の上段の金額になります２９億２，９８６万１，０００円となります。

説明は以上で終わりにします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。８番、山田貴弘議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。１１ページの下水使用料の部分で、リサイクルによる５００万の減額と報告をもらっているところですが、それは１社だけなのか、全体の部分で何かほかに変動があったのか、その点を１点お聞きしたいのと、あと１３ページの１目の一般管理費の中で、先ほど使用料徴収委託料ということで３名を２名にしたという報告があったのですが、もう少し流れ的なものを詳しく教えていただきたいと思います。２点、お願いします。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

それでは、ご質問にお答えします。

まず、１点の使用料の減額につきましては、当初見込んでおりました使用料につきまして、徴収の１期分、２期分につきましては予定どおりの金額として使用料が確定しておりますけれども、３期から４期にかけてまして、水量でいきますと大体１万５，０００立米ほど減っております。これにつきましては、大きな要因としましては、やはり企業の中で一番多く下水道の量を排出しています１社、企業でいいますとクレシア株式会社さんのほうの使用料が当初に比べまして、当初、大体４，９００立米ぐらい徴収１期分で流れていたものが、大体３，８００立米ほどに減ってまして、約２００立米前後の使用料が減っております。主には、そちらのほうの要因が一番大きいという。

すみません、２，０００立米ですね。申しわけありません。もう一度。当初、一般的にクレシアさんのほうで排出していますのが、４，９００立米前後が毎時期、徴収時期に使用量として排出されていまして、３期から４期にかけてましては大体３，８００立米という形で使用量が減っております。主には、そちらの額が一番大きな額で減っております。それ以外の一般家庭については、件数的には増えているのですけれども合計

使用料としては微増のところがありまして、主に、そちらのほうの使用料のところが今回の減額の主な要因になっております。

あと、2点目の使用料徴収委託につきましては、先ほども言いました、下水道使用料というのは水道使用料と合わせて同時に取っております。その使用料の部分で、下水道部分につきましては、水道会計に先ほど言いました使用料徴収委託という形で手数料的なものをお支払いしております。基本的に、そちらの使用料の算出根拠が、まず、どれだけ職員でその事務を賄っているかというものが1点あります。当初、3名の職員で徴収事務を行っているという形で計算をしておりました。ところが、人事異動につきまして対象職員が1名減ということで2名ということで、1名の人件費分が使用料の計算から削られた部分で委託料が減になっております。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

わかりました。そうすると、先ほど11ページの下水道使用料について、1社について約1,100立米削減になっているということではわかったのですが、要は、これ会社の中で、ろ過システムか何かをあれして川に放出しているという考えでいいのか。今まで、当然、下水に流していたものが減っているという部分では、そういうふうに解釈するものなのか、そもそも論で使っている水の量が減ったと解釈するのか、そこを1点、お聞きしたいと思います。

あと、もう一点。使用料の徴収委託料ということは、では3名が2名ということは、2名で徴収委託をしているというのでいいのか。2点、またお願いします。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

まず、最初のほうのご質問ですけれども、使用料の徴収の時期に伴いましてクレシアさんが減ったということで、私のほうでも工場長さんのほうに確認をさせていただいたところ、使っている水自体は大きく変わらないと。ただ、その中で、今まで捨てていた分をリサイクルして2回、3回使っている中で排水量を減らしているよというお答えがありましたので、その部分で下水道へ流す水の量が減ってきているというふうに。

あと1点。徴収につきましては、先ほど言いましたように、議員さんの言ったとおり、3名の職員を当初は予定していたものが、2名の職員で今、徴収の事務を行っているということでございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。冒頭の説明の下水道使用料の部分について、要するに、水道料金の部分、使用している部分は変わらないわけですね。変わらないのに出るのが少な

くなるというのは、要因をちょっと追求しないと、何もしないで、どこかへ垂れ流ししているということになってしまうので、そこら辺、ちょっと明確にしてもらうのが1点と、あと徴収委託料の部分で3名が2名のうち1名減っているわけではないですか。この1名はどこの扱いになったのかというのを、もう一点、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長、わかりやすく説明願います。

○上下水道課長（熊澤勝己）

クレシアの関係につきましては、水道を使っているのではなくて井戸でポンプアップした水を工場の中で使っている部分、そちらの部分を下水道へ流しているということで、そちらの井戸でくみ上げた水のリサイクルということなので、水道使用料自体には影響はありません。

もう一点の職員の1名がどちらにということですが、こちらにつきましては、上下水道課職員が当初の人数から実際1名減という形で、現在、6名の職員で行っています。そちらの部分で、1人減になった部分が今回、こちらの徴収の中での職員の減の対象となっております。

○議長（小林哲雄）

いいですか。山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

一番冒頭の11ページの下水道使用料、要するに、井戸であろうが軽水であろうが使っている水は一緒なわけですね。それを、今まで使ったものを下水道として流すわけだから、そこが減るのが、減った1,100立米というものをどういうふうにしているのかというのがちょっと聞きたいのです。

○議長（小林哲雄）

リサイクルの回数をきちんと行って、水を上げるより再利用しているほうが多いということをやちゃんと説明すればわかると思うのですけれども。部長、いきますか。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

もう一度、繰り返しますけれども、要は、地下水を使って、今までは、それを工場の生産に使っていたものを、そのまま下水道のほうに放流していたわけです。ところが、リサイクル設備を工場内に設備することで、それを複数回、使うことにしたと。複数回、使ったものを放流しますから、当然、放流量は減ってくるということで。これは、もう事前に工場のほうからアナウンスはいただいていたお話でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

地下水の量も減ったということをお答え願えますか。

○まちづくり部長（芳山 忠）

上水ではないので正確な数量等はわかりませんが、地下水の量は当然減ってい

るということになると思います。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございますか。

6 番、鈴木庄市議員。

○6 番（鈴木庄市）

6 番、鈴木ですけれども、1 点。町債の償還利子ですが、利子が変更になったということですが、率的にはどのくらいになったのか、お願いします。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

利率につきまして、詳しいパーセントの変更というものが手元資料にありませんので、後ほどご説明させていただきます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございますか。

7 番、茅沼隆文議員。

○7 番（茅沼隆文）

7 番、茅沼です。使用料徴収委託料について、ちょっと確認だけさせていただきたいと思うのですが。従来、3 人でやっていたのが今度は2 人になったので150 万円減額ということなので、これからずっとこの2 人の体制でできるのかどうか、この体制になったときに徴収率が悪くなったりするようなことは考えられないのかどうか、その辺の見通しをお聞きしたいのだけれども。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

徴収の人数につきましては、現在、先ほど言いました2 人ということですが、下水道の水道関係で今、徴収関係は主幹を合わせて3 名の職員で行っております。こちらにつきましては、今後の中でもこの体制で水道及び下水道で徴収事務関係は3 名の職員で行っていききたいと。その中で、下水道の徴収事務に伴う職員につきましては2 名の体制で行っていききたいと考えております。

それと、こちらの2 名、1 名減になったことによりまして徴収が下がったということは、現在の徴収については、徴収率としては、それが減ったとは考えてはおりません。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

上下水道使用料につきましては、あくまでも上水道と下水道、使用料は両方セットで徴収をしております。また、徴収の専門の職員がそれだけをやっているというわけではなくて、徴収に関しては当然、全職員で挙げて徴収をしてまいりますので、徴収率に影響するようなことはない、今後についても、そういうことはないと考えていただいて

結構だと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 21 号 平成 26 年度開成町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について、
原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。